

## (7) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成27年8月7日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

鳥取市 個人

### 2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金155,000円を支払うものとする  
こと。

### 3 事故の概要

#### (1) 事故発生年月日

平成27年6月3日

#### (2) 事故発生場所

鳥取市秋里地内

#### (3) 事故の状況

鳥取県警察本部交通部交通機動隊所属の職員が、公務のため小型特種二輪車（白バイ）を運転中、和解の相手方所有の軽乗用自動車を停止させようとしたところ、不注意により、同車両に追突し、同車両が破損したものである。